

# Baycom WiMAX+5Gサービス契約約款

## 株式会社ベイ・コミュニケーションズ

### 第1章 総則

第1条(約款の適用)

当社は、このBaycom WiMAX+5G契約約款(以下「この約款」といいます。 )によりBaycom WiMAX+5Gサービスを提供します。

### 第2条(約款の変更)

この約款の各条項は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合には、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとします。

2 前項によるこの約款の変更に際しては、変更後の約款の内容と適用開始日を、店頭表示、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当期間を経過した日から適用されるものとします。

### 第3条(約款の揭示)

当社は、この約款(変更があった場合は変更後の約款)を当社の指定するホームページに揭示します。

### 第4条(用語の定義)

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
電気通信事業者	電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。 )第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出を行った者
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所との構内(これに準ずる区域内を含みます。 )又は同一の建物内であるもの
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
無線機器	アンテナ設備及び無線送受信装置を有する端末設備又は自営電気通信設備であって、Baycom WiMAX+5Gサービスに係る契約に基づいて使用されるもの
無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備であって、次のもの(1)無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備(提携事業者が設置するものに限ります。以下「WiMAX2+基地局設備」といいます。 ) (2)電波法施行規則第3条第1項第8号に定める業務を行うためのものであって、電気通信事業報告規則(昭和63 年郵政省令第46 号)に定める第五世代移動通信システムによるもの(提携事業者が設置するもの)に限ります。以下「5G基地局設備」といいます。 ) (3)電波法施行規則第3条第1項第8号に定める業務を行うためのものであって、電気通信事業報告規則に定める三・九〜四世代移動通信システムによるもの(提携事業者が設置するもの)に限ります。以下「LTE基地局設備」といいます。 )
UQ通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備
Baycom WiMAX+5Gサービス	KDDI株式会社が提供するUQ通信サービスを利用してWiMAX 2+通信、LTE通信、5G通信を提供するサービスであって、当社が無線基地局設備とBaycom WiMAX+5G契約者が指定する無線機器との間に電気通信回線を設定して提供するもの
契約者回線	無線基地局設備とBaycom WiMAX+5G契約者が指定する無線機器との間に設定される電気通信回線
サービス取扱所	(1) Baycom WiMAX+5Gサービスに関する業務を行う当社の事業所 (2)当社の委託によりBaycom WiMAX+5Gサービスに関する契約事務を行う者の事業所
契約	この約款に基づき当社からBaycom WiMAX+5Gサービスの提供を受ける資格を得るための契約
Baycom WiMAX+5G契約者	当社とBaycom WiMAX+5Gサービスの契約を締結している者
UIMカード	電話番号その他の情報を記憶して無線機器に装着して使用するICカードであって、Baycom WiMAX+5Gサービスの提供のために当社がBaycom WiMAX+5G契約者に貸与するもの
提供開始日	契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日(UQ通信網の設定を完了した日から一定期間が経過した日又はBaycom WiMAX+5G契約者がその契約者回線を最初に利用した日のいずれかに提供を開始したものと当社がみなした場合は、その日とします。 )
料金月	1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。 )から次の暦月の起算日の前日までの間
提携事業者	KDDI株式会社又は沖縄セルラー電話株式会社
セッション	当社又は提携事業者の電気通信設備において無線機器に係るIPアドレス(インターネットプロトコルで定められているアドレスをいいます。以下同じとします。 )の割り当てを維持している状態
グローバルIPアドレス	社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターその他IPアドレスを管理及び指定する事業者が割り当てたIPアドレス
プライベートIPアドレス	グローバルIPアドレス以外のIPアドレス
WiMAX2+通信	WiMAX2+基地局設備と無線機器との間に設定される契約者信回線により行われる通信
5G通信	5G基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線により行われる通信
LTE通信	LTE基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線により行われる通信
消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年総務省令第64号)により算出された額に基づいて、当社が定める料金
電話リレーサービス料	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律(令和2年法律第53号)に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則(令和2年総務省令第110号)により算出された額に基づいて、当社が定める料金

第5条(Baycom WiMAX+5Gサービスの通信モード)

Baycom WiMAX+5G契約者は、Baycom WiMAX+5Gサービスの種類に応じて、次表に定める通信モード(それぞれ同表の右欄に定める通信を利用可能とする無線機器の設定であって、当社が指定する仕様に準拠したものを用います。以下同じとします。 )を選択することができます。

Baycom WiMAX+5Gサービスの種類	通信モード	利用可能な通信
WiMAX+5Gサービス	スタンダードモード	当社所定のWEBサイトに掲載しているスタンダードモードに係る区域におけるWiMAX2+通信、5G通信及びLTE通信
	プラスエリアモード	当社所定のWEBサイトに掲載しているプラスエリアモードに係る区域におけるWiMAX2+通信、5G通信及びLTE通信
備考	スタンダードモード又はプラスエリアモードに係る区域を定めた当社所定のWEBサイトは次のとおりです。 https://baycom.jp/service/net/wimax/	

### 第2章 契約

第6条(契約の単位)

当社は、契約に係る1の申込みごとに1の契約を締結します。この場合、Baycom WiMAX+5G契約者は、1の契約につき1人に限ります。

### 第7条(契約申込みの方法)

契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をサービス取扱所に提出していただきます。

- 料金表に定めるBaycom WiMAX+5Gサービスの品目
- その他Baycom WiMAX+5Gサービスの内容を特定するために必要な事項

### 第8条(契約申込みの承諾)

当社は、契約の申込みがあったときは、受け付け順に従って承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更する場合があります。

- 当社は、前項の規定にかかわらず、Baycom WiMAX+5Gサービスの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することができます。
- 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、申込みを承諾しないことがあります。(1)契約の申込みをした者が、Baycom WiMAX+5G契約者であるとき、又は、同一世帯にBaycom WiMAX+5G契約者があるとき。(2)Baycom WiMAX+5Gサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。(3)契約の申込みをした者がBaycom WiMAX+5Gサービスの料金その他の債務(この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。 )の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。(4)契約者である個人が未成年であり、親権者の同意が得られないとき。(5)契約の申込みをした者が成年被後見人であるとき。(6)契約の申込みをした者が被保佐人であり、保佐人の同意が得られないとき。(7)その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

### 第9条(契約の有効期間)

契約の有効期間は、契約成立日から1年間(12ヶ月間)とします。ただし、契約期間満了の10日前までに当社、契約者いずれからも何等の意思表示もない場合は、引き続き、1年間(12ヶ月間)の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。又最低利用期間は6ヶ月間とし、利用期間は課金開始日より起算します。なお、最低利用期間内に契約が解除された場合は、料金表に定める違約金を支払うものとなります。

### 第10条(Baycom WiMAX+5G契約者の氏名等の変更の届出)

- 契約者は、契約者連絡先(氏名、名称、住所もしくは居所、連絡先の電話番号をいいます、以下同じとします。 )に変更があったときは、そのことを速やかにサービス取扱所に当社所定の書面により届け出ていただきます。
- 当社は、前項の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- 契約者は、第1項の届出を怠ったことにより、当社がその契約者の従前との契約者連絡先に宛てて書面等を送付したときは、その書面等が不到達であるも、通常その到達すべき時にその契約者が通知内容を了知したもとして扱うことに同意していただきます。
- 契約者が事実と反する届出を行ったことにより、当社が届出のあった契約者連絡先宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。
- 前2項の場合において、当社は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。
- 前項は、契約者連絡先が事実と反しているものと判断したときは、この約款の規定により契約者に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

### 第11条(譲渡・貸与の禁止)

契約者が契約に基づいてBaycom WiMAX+5Gサービスの提供を受ける権利は、譲渡又は貸与することができません。

### 第12条(Baycom WiMAX+5G契約者の地位の承継)

- 相続又は法人の合併若しくは分割によりBaycom WiMAX+5G契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、そのBaycom WiMAX+5Gサービスの契約事務を行うサービス取扱所に届け出ていただきます。
- 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- Baycom WiMAX+5G契約者は、第1項の届出を怠った場合には、第10条(Baycom WiMAX+5G契約者の氏名等の変更の届出)第3項から第6項の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

### 第13条(Baycom WiMAX+5G契約者が行う契約の解除)

Baycom WiMAX+5G契約者は、契約を解除しようとするときは、契約の解除を希望する日の10日前までに当社が別に定めるサービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

### 第14条(当社が行う契約の解除)

- 契約者が以下 の事項に該当すると当社が判断した場合、当社は契約を解除することができます。(1)契約者が料金その他の債務の支払期日を20日経過してなお支払わないとき。(2)契約の申込みにあつて、当社所定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。(3)第48条(利用に係るBaycom WiMAX+5G契約者の義務)の規定に違反したとき。又は、第55条(情報等の削除等)第1項第1号ないし第3号の要求を受けた契約者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合。
- 事業法又は電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。 )に違反して当社の電気通信回線設備に自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない無線機器もしくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。

- 前各号のほか、この約款に違反する行為、Baycom WiMAX+5Gサービスに関する当社の業務の遂行もしくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。
- 当社又は契約者の責めに帰すべき原因による事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でBaycom WiMAX+5Gサービスの継続ができないとき。
- 当社は、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

### 第3章 無線機器の利用

#### 第1節 UIMカードの貸与等

第15条(UIMカードの貸与)

- 当社は、Baycom WiMAX+5Gサービスの提供に際して、Baycom WiMAX+5G契約者に対し、UIMカードを貸与します。この場合において、貸与するUIMカードの数は、1の契約につき1とします。
- 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するUIMカードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことをBaycom WiMAX+5G契約者に通知します。

### 第16条(電話番号その他の情報の登録等)

当社は、UIMカードを貸与する場合には、そのUIMカードに電話番号その他の情報の登録等を行います。

### 第17条(UIMカードの情報消去及び破棄)

当社は、次の場合には、当社の貸与するUIMカードに登録された電話番号その他の情報を消去することができます。当社は、情報の消去に起因する損害については、責任を負わないものとします。

- そのUIMカードの貸与に係るBaycom WiMAX+5G契約の解除があったとき。
- UIMカード変更その他の事由によりUIMカードを利用しなくなったとき。
- 当社からUIMカードの貸与を受けているBaycom WiMAX+5G契約者は、前項の各号に該当する場合、当社の指示に従ってそのUIMカードに切り込みを入れ、これを破棄していただきます。

### 第18条(UIMカードの管理責任)

Baycom WiMAX+5G契約者は、当社から貸与を受けているUIMカードを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

- Baycom WiMAX+5G契約者は、UIMカードの盗難、紛失又は毀損が生じた場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。
- 当社は、Baycom WiMAX+5G契約者以外の者がUIMカードを利用した場合であっても、そのUIMカードの貸与を受けているBaycom WiMAX+5G契約者が利用したものとみなして取り扱います。
- 当社は、UIMカードの盗難、紛失又は毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

### 第2節 無線機器の検査等

第19条(無線機器に異常がある場合等の検査)

当社は、契約者回線に接続されている無線機器に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、Baycom WiMAX+5G契約者に、その無線機器の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、Baycom WiMAX+5G契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

- 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- Baycom WiMAX+5G契約者は、第1項の検査を行った結果、無線機器が技術基準等に適合していると認められないときは、その無線機器の契約者回線への接続を取り止めていただきます。

### 第20条(無線機器の電波放射の停止命令があった場合の取扱い)

- Baycom WiMAX+5G契約者は、契約者回線に接続されている無線機器について、電波法(昭和25年法律第131号)の規定に基づき、当社又は提携事業者が総務大臣から臨時に電波放射の停止を命ぜられたときは、その無線機器の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行っていただきます。
- 当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるとし、Baycom WiMAX+5G契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
- Baycom WiMAX+5G契約者は、前項の検査等の結果、無線機器が無線設備規則に適合していると認められないときは、その無線機器の契約者回線への接続を取り止めていただきます。

### 第21条(無線機器の電波法に基づく検査)

前条に規定する検査のほか、無線機器の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第2項及び第3項の規定に準ずるものとします。

### 第4章 利用中止及び利用停止

第22条(利用中止)

- 当社は、次の場合には、Baycom WiMAX+5Gサービスの利用を中止することができます。(1)当社又は提携事業者の電気通信設備の保守上若しくは工事上やむを得ないとき。
- 第26条(通信利用の制限)の規定により、通信利用を中止するとき。
- 当社は、前項の規定によりBaycom WiMAX+5Gサービスの利用を中止するときは、当社が別に定める方法により、あらかじめそのことをそのBaycom WiMAX+5G契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### 第23条(利用停止)

- 当社は、Baycom WiMAX+5G契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(Baycom WiMAX+5Gサービスの料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務がその請求を当社に支払われるまでの間、第2号又は第3号の規定に該当するときは、当社がBaycom WiMAX+5G契約者本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを当社が指定するサービス取扱所に提出していただくまでの間)、そのBaycom WiMAX+5Gサービスの利用を停止することができます。(1)当社が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、サービス取扱所(料金取納事務を行う当社の事業所)に限ります。 )以外において支払われた場合であつて、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において(同じとします。 )。
- Baycom WiMAX+5Gサービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
- 第10条(Baycom WiMAX+5G契約者の氏名等の変更の届出)の規定に違反したとき及びその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
- Baycom WiMAX+5G契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他のBaycom WiMAX+5Gサービスに係る料金その他の債務又はBaycom WiMAX+5G契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他のサービスの提供に係る料金等の債務(その契約約款等に定める料金その他の債務をいいます。 )について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- Baycom WiMAX+5G契約者がそのBaycom WiMAX+5Gサービスの利用において第48条(利用に係るBaycom WiMAX+5G契約者の義務)の規定に違反したとき当社が認めたとき。
- 第19条(無線機器に異常がある場合等の検査)の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき。
- 第20条(無線機器の電波放射の停止命令があった場合の取扱い)又は第21条(無線機器の電波法に基づく検査)の規定に違反したとき。
- 当社は、前項の規定によりBaycom WiMAX+5Gサービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をそのBaycom WiMAX+5G契約者に通知します。ただし緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

### 第5章 通信

第24条(インターネット接続サービスの利用)

Baycom WiMAX+5G契約者は、インターネット接続サービス(Baycom WiMAX+5Gサービスに係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします。 )を利用することができます。

- 当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

### 第25条(通信の条件)

当社は、Baycom WiMAX+5Gサービスを利用できる区域について、当社の指定するホームページに揭示するものとします。ただし、その区域内にあつても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

- 当社は、技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。
- Baycom WiMAX+5Gサービスに係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとし、またし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保証するものではありません。
- Baycom WiMAX+5Gサービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。
- Baycom WiMAX+5G契約者は、1の契約において、同時に2以上の無線機器に契約者回線を設定して通信を行うことはできません。ただし、この約款において特段の定めがある場合には、その定めによります。
- 電波状況等により、Baycom WiMAX+5Gサービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。
- 無線機器に使用されるIPアドレスには、プライベートIPアドレスとグローバルIPアドレスとがあり、当社がそのいずれかを動的に割り当てるとします。

### 第26条(通信利用の制限)

当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の措置をとることがあります。

- 当社が請求した次に掲げる機関が使用している契約者回線(当社がそれらの機関との協議により定められたものに限ります。 )以外のものによる通信の利用を中止する措置(特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。 )

機関名
<p>気象機関</p> <p>水防機関</p> <p>消防機関</p> <p>災害救助機関</p> <p>秩序の維持に直接関係がある機関</p> <p>防衛に直接関係がある機関</p> <p>海上の保安に直接関係がある機関</p> <p>輸送の確保に直接関係がある機関</p> <p>通信役務の提供に直接関係がある機関</p> <p>電力の供給の確保に直接関係がある機関</p> <p>水道の供給の確保に直接関係がある機関</p> <p>ガスの供給の確保に直接関係がある機関</p> <p>選挙管理機関</p> <p>別記1の基準に該当する新聞社等の機関</p> <p>預貯金業務を行う金融機関</p> <p>その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関</p>

### 第27条

- 当社は、前条の規定による場合のほか、次の通信利用の制限を行うことがあります。(1)通信が著しくふくそうする場合に、通信時間又は特定地域の契約者回線に係る通信の利用を制限すること。
- 当社又は提携事業者の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる等、当社又は提携事業者の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する当社又は提携事業者の電気通信サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせた当社が認めた場合に、その契約者回線に係る通信の帯域を制限すること。
- 当社が別に定める一定時間以上継続してセッションを維持し当社又は提携事業者の電気通信設備を占有する等、その通信がBaycom WiMAX+5Gサービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。
- 当社又は提携事業者の電気通信設備に継続して著しい負荷が生じ、一定期間その解消が見込まれないと当社が認めた場合に、Baycom WiMAX+5Gサービスの円滑な提供のために、WiMAX+5Gサービスの契約者回線について、データ通信の伝送速度を制限すること。
- 当社は、その契約者回線に係る通信の1料金月における総情報量(通信の相手方に到達しなかったものを含みます。以下「累計課金対象データ量」といいます。 )が次表に定める総量速度規制データ量を超えたとき当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その契約者回線に係る通信の伝送速度を最高128kbit/sに制限する取扱い(以下「総量速度規制」といいます。 )を行います。ただし、スタンダードモードによる通信については、総量速度規制を行いません。

Baycom WiMAX+5Gサービスの種類	総量速度規制データ量
WiMAX+5Gサービス	16,106,127,360/バイト(15ギガ/バイト)

### 第28条

当社は、前2条の規定によるほか、当社又は提携事業者が、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断し又は当社若しくは提携事業者に対する代金債務(立替払等に係る債務を含みます。 )の履行が為されていないと判断した無線機器が契約者回線に接続された場合、その契約者回線を用いた通信の利用を制限することがあります。

### 第29条

当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト(同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。 )において指定された接続先との間の通信を制限することがあります。

### 第6章 料金等

#### 第1節 料金

#### 第30条(料金)

Baycom WiMAX+5Gサービスの料金は、料金表(Baycom WiMAX+5Gに関する料金)に規定する基本使用料、手続きに関する料金、その他料金とします。

- 料金の滞納があった場合、請求書を発行のうえ、翌月分と合算した料金を請求いたします。なお、請求書を発行した場合、当社が規定する請求書等発行手数料の支払いが必要です。

### 第2節 料金等の支払義務

第31条(基本使用料の支払義務)

Baycom WiMAX+5G契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日の属する月(付加機能の提供については、その提供を開始した日の属する月)から起算して、契約の解除があった日の属する月(付加機能の解除については、その解除があった日の属する月)までの期間(提供を開始した日の属する月と解除があった日の属する月が同一の月である場合は一ヶ月間とします。 )について、料金表に規定する基本使用料の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりBaycom WiMAX+5Gサービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

- 次の場合が生じたときは、契約者は、その期間中の基本使用料の支払いを要します。ア 利用の一時中断をしたときイ 提供停止があったとき
- 前号の規定によるほか、契約者は、第44条（責任の制限）に定める場合を除き、Baycom WiMAX+5Gサービスを利用できなかった期間中の基本使用料の支払いを要します。

第32条（ユニバーサルサービスの支払義務）
Baycom WiMAX+5G契約者は、料金月の末日が経過した時点でBaycom WiMAX+5Gサービスの提供を受けていたときは、料金表（ユニバーサルサービス料）に規定するユニバーサルサービス料の支払いを要します。
Baycom WiMAX+5G契約者は、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があった場合に、その変動に応じて当社がユニバーサルサービス料を見直すことについて、あらかじめ同意するものとします。
3 第1項の規定にかかわらず、そのBaycom WiMAX+5Gサービスに係る電話番号がM2M等専用番号である場合、ユニバーサルサービス料の支払いを要しません。

第33条（電話リレーサービスの支払義務）
Baycom WiMAX+5G契約者は、料金月の末日が経過した時点でBaycom WiMAX+5Gサービスの提供を受けていたときは、料金表（電話リレーサービス料）に規定する電話リレーサービス料の支払いを要します。
2 Baycom WiMAX+5G契約者は、電話リレーサービス制度に係る負担金の変更があった場合に、その変動に応じて当社が電話リレーサービス料を見直すことについて、あらかじめ同意するものとします。
3 第1項の規定にかかわらず、そのBaycom WiMAX+5Gサービスに係る電話番号がM2M等専用番号である場合、電話リレーサービス料の支払いを要しません。

第34条（手続きに関する料金の支払義務）
Baycom WiMAX+5G契約者は、Baycom WiMAX+5Gサービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第3節 料金等の計算
第35条（料金の計算方法等）
当社は、Baycom WiMAX+5G契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料、プラスエリアモードオプション料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料は、料金月に従って計算するものとします。ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める期間に従って随時に計算します。
2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。（注）本条により計算された支払いを要する額は、この約款に定める税込額（税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）に基づき計算した額と異なる場合があります。

第36条（料金の一括後払い）
当社は、当社に特別の事情がある場合は、Baycom WiMAX+5G契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

第37条（料金等の臨時減免）
当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。
2 当社は、前項の規定により料金等の減免を行ったときは、当社の指定するホームページに掲載する等の方法により、そのことを周知します。

第38条（割増金）
契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税等相当額を加算しない額）の2倍に相当する額に消費税等相当額を加算した額を割増金として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第39条（延滞利息）
契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5％の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

**第7章 保守**
第40条（当社の維持責任）
当社は、当社の設置した電気通信回線設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するように維持します。

第41条（Baycom WiMAX+5G契約者の維持責任）
Baycom WiMAX+5G契約者は、無線機器を技術基準等に適合するよう維持していただきます。
2 前項の規定のほか、Baycom WiMAX+5G契約者は、無線機器を無線設備規則に適合するよう維持していただきます。

第42条（Baycom WiMAX+5G契約者の切分責任）
Baycom WiMAX+5G契約者は、無線機器が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その無線機器に故障のないことを確認のうえ、当社に当社の電気通信設備の調査の請求をしていただきます。
2 前項の確認に際して、契約者から要請があった場合には、当社が別に定めるサービス取扱所又は当社が指定する者が当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
3 当社は、前項の試験により当社が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が無線機器又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税等相当額を加算した額とします。

第43条（修理又は復旧）
当社は、当社の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

**第8章 損害賠償等**
第44条（責任の制限）
当社は、Baycom WiMAX+5Gサービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのBaycom WiMAX+5Gサービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同等の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約の損害を賠償します。
2 前項の場合において、当社は、契約者の請求に基づき、その利用が全くできない状態にあることを当社が知った時刻からその利用が再び可能になったことを当社が確認した時刻までの時間数を24で除した数に

利用料金の月額額の30分の1を乗じて得た額を利用料金から差し引きます。ただし、当該請求をなし得ることとなった日から3ヶ月以内に当該請求が行われなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。
3 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失によりBaycom WiMAX+5Gサービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。
4 当社は、当社が提供するサービス内容、また契約者がサービス利用において得る情報など（コンピュータプログラム、メールなど）についてその正確性、完全性又は有用性などの保証はいたしません。当該情報等のうち当社以外の第三者による提供に係るもの起因して生じた損害などについて当社は一切責任を負いません。
5 当社は、契約者がサービス利用に関して、他の契約者又は第三者に与える障害について、一切責任を負わないものとします。

第45条（免責）
当社は、免責者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条（責任の制限）の規定によるほかは、何らの責任を負いません。
2 当社は、この約款等の変更により無線機器又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術的条件（事業法の規定に基づき当社が定めるBaycom WiMAX+5Gサービスに係わる端末設備等の接続の技術的条件をいいます。）の設定又は変更により、現に契約者回線に接続されている無線機器又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。
3 Baycom WiMAX+5Gサービスの提供、遅滞、変更、中止もしくは廃止、サービスを通じて登録、提供もしくは収集された契約者の情報の消失その他サービスに関連して発生した契約者の損害について、当社は本規定に定める以外は一切の責任を負わないものとします。
4 インターネット、コンピュータ、通信回線に関する技術水準、ならびにネットワーク、ソフトウェア自体の高度な複雑さに照らして、当社が提供する本サービスについて瑕疵のないことを保証することができないこととします。この件について契約者はあらかじめ了承し、当社は免責されるものとします。
5 当社は第26条（通信利用の制限）乃至第29条をもとに提供制限を実施した場合、利用できなかった期間の損害については、一切責任を負わないものとします。

**第9章 雑則**
第46条（承諾の限界）
当社は、契約者から請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときもしくは 保守することが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払いを現に怠りもしくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別項の定めがある場合は、その定めるところによります。

第47条（無線事業における利用の禁止）
Baycom WiMAX+5G契約者は、この約款により提供を受ける契約者回線について、自ら又は他の電気通信事業者が行う無線事業（事業法施行規則に定める公衆無線LANアクセスサービス、携帯電話又はPHSに係る電気通信事業をいいます。以下同じとします。）の用に供してはならないものとします。

第48条（利用に係るBaycom WiMAX+5G契約者の義務）
Baycom WiMAX+5G契約者は、次のことを守っていただきます。
端末設備（無線機器に限ります。）又は自営電気通信設備（無線機器に限ります。）を取りはずし、変更し、分解し、もしくは損壊し、又はその設備に線索その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は無線機器もしくは自営電気通信設備の接続もしくは 保守のため必要があるときは、この限りではありません。
2 故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
3 当社が端末設備又は自営電気通信設備に登録した認証情報を改ざんしないこと。
4 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、もしくは他人の利益を害する態様でBaycom WiMAX+5Gサービスを利用し、又は他人に利用させないこと。

5 位置情報（端末設備の所在に係る緯度及び経度の情報を含みます。以下同じとします。）を取得することができる端末設備を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。
6 契約者は、Baycom WiMAX+5Gサービスを利用するにあたって、以下の各号の内容に該当する行為をしないものとします。
（1）当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
（2）第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
（3）第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為

（4）詐欺、児童売買等、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
（5）わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を誘起させる広告を表示または送信する行為
（6）薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品）もしくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売する行為

（7）販売又は頒布を目的で、広告規制の対象となる希少野生動物植物種の個体等の広告を行う行為
（8）貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
（9）無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
（10）当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
（11）第三者になりすまして本サービスを利用する行為
（12）ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
（13）無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上第三者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
（14）第三者の設備等または当社の設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
（15）違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
（16）違法行為（けん銃等の譲渡、銃砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を誘ひ、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為
（17）人の殺害現場等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
（18）人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
（19）その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為
（20）犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、第三者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者としてウェブページに掲載等させることを助長する行為

（21）その他、公序良俗に違反し、または第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為
7 契約者は、第1項及び第4項の規定に違反して電気通信設備を欠失し、又はき損したときは、当社が指定する 期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
8 ID等を紛失した場合や第三者に知られた場合、又は第三者に利用されていることが判明もしくは悪態される場合、契約者はただちに当社にその旨を連絡するものとし、当社の指示がある場合にはこれに従うものとします。
9 当社はID等の使用上の過誤や第三者の使用による損害の責任を負いません。契約者はID等の管理

責任を負うものとし、ID等を契約者以外の第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買などをしてはならないものとします。
10 契約者はサービスを利用するために必要な機器、ソフトウェアなどを自己の費用と責任において準備し、契約者は自己の費用と責任で本サービスを利用するものとします。
11 契約者は、前項各号の規定に違反して当社又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

第49条（他の電気通信事業者への通知）
Baycom WiMAX+5G契約者は、第13条（Baycom WiMAX+5G契約者が行う契約の解除）、第14条（当社が行う契約の解除）の規定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、当社が個人情報の取扱い等について定めたプライバシーポリシー（以下「プライバシーポリシー」といいます。）に定める電気通信事業者からの請求に基づき、同プライバシーポリシーに定める情報を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。

第50条
Baycom WiMAX+5G契約者は、提携事業者が当社と提携して提供する電気通信サービスに係る料金の割引（当社所定のものに限ります。）をBaycom WiMAX+5G契約者に案内及び提供するために（以下「本目的」といいます。）、その氏名、住所、電話番号、生年月日並びに締結している契約の内容及び契約状況等の情報を、本目的の達成に必要な範囲で当社が提携事業者に提供することにあらかじめ同意するものとします。

第51条（閲覧）
この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第52条（通信の秘密）
当社は、事業法第4条に基づき、契約者の通信の秘密を守るものとします。
2 刑事訴訟法第218条（令状による捜索）その他法令もしくは犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分が行われた場合には、当社は、当該処分、命令の定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
3 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第5条（発信者情報の開示請求）に基づく開示請求の要件が充足された場合には、当社は、当該開示請求の範囲で第1項の守秘義務を負わないものとします。

第53条（契約者に係る情報の取扱い）
当社は、地域メディアとしての社会的責務に鑑み、当社代表取締役社長を個人情報管理責任者とし、厳正な個人情報の管理を実施します。取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーとそ関連事項に定めます。また、契約者の個人情報に関する窓口業務を当社お客様センターで実施します。
2 当社が契約者の個人情報を利用する目的は以下の通りです。
（1）新サービス実施に必要な範囲において、業務提携先、業務委託先に限定した情報の提供
（2）サービスを開始、継続、又は終了するために必要な、施工監理・機器管理・システム管理・番組供給・課金管理・料金請求・障害対応などの業務遂行
（3）契約者のサービス利用に関連した、問い合わせ・相談・苦情対応、アフターサービス・点検業務・サポート、番組ガイド・メンテナンス情報などの送付

（4）電子メール、ダイレクトメールなどを通した、当社が提供する商品・広告・サービスに関する情報、キャンペーン・フェア・催事に関する情報、アンケート、モニターに関する情報の提供、当社の販売促進活動
（5）サービスの新規企画・開発、顧客満足度の向上を目的とした調査分析
（6）個人を識別できない開示用統計データの作成
3 当社は、契約者が、NHK団体一括支払いサービス、デジタルサービス、オプションチャンネル、ケーブルインターネット、LTE無線通信サービス及びWiMAX+5Gサービスにお申込みの場合は、契約者の個人情報とそれぞれ日本放送協会、番組供給会社、インターネット運営会社に提供します。また、サービス利用に係わる債権・債務の特定、支払い及び回収のため必要な範囲で、契約者の個人情報や業務提携先、業務委託先、金融機関等に提供します。
4 当社は、前三項及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第27条第1項第一号から第四号に該当する場合を除いて、契約者の同意なしに契約者の個人情報を第三者に提供することはありません。
5 当社は、契約者に必要なサービスを提供するために、以下の業務で個人情報の預託を実施します。
（1）サービス開始・維持・終了にともなう工事、機器設置・回収業務
（2）通信・ネットワークの設定、管理業務
（3）番組ガイド・請求書・連絡文書などの配達業務
（4）ダイレクトメールなどの販売促進業務
（5）ヘルプデスク業務
（6）料金督促業務
6 契約者から当社への個人情報のご提供は任意ですが、ご提供いただけない場合、当社のサービス提供ができない場合があります。
7 契約者の個人情報の開示・訂正・削除・苦情などは当社お客様センター（フリーダイヤル0120-40-1173）にてうけたくまわっております。

第54条（契約者の関係者による利用）
当社が別途指定する手続きにより、契約者が当該契約者の家族その他の者（以下「関係者」といいます。）に利用させる目的で、かつ当該関係者のBaycom WiMAX+5Gサービスの利用に係る利用料金の負担に合意して利用契約を締結したときは、当該契約者は、当該関係者に対しても、契約者と同様にこの約款を遵守させる義務を負うものとします。
2 前項の場合、契約者は、当該関係者が第48条（利用に係るBaycom WiMAX+5G契約者の義務）第6項の各号に定める行為のいずれかを行い、またはその故意または過失により当社に損害を被らせた場合、当該関係者の行為を当該契約者の行為とみなして、この約款の各条項が適用されるものとします。

第55条（情報等の削除等）
当社は、契約者による本サービスの利用が第48条（利用に係るBaycom WiMAX+5G契約者の義務）第6項の各号に該当する場合、当該利用に関し第三者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせることで講ずることがあります。
（1）第48条（利用に係るBaycom WiMAX+5G契約者の義務）第6項の各号に該当する行為をやめるように要求します。
（2）第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行なうよう要求します。
（3）契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。
（4）事前に通知できない状態で、契約者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または第三者が閲覧できない状態に置きます。
2 前項の措置は契約者の自己責任の原則を否定するのではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

第56条（国内法への準拠）
この約款は日本国内法に準拠するものとし、契約により生じる一切の紛争等については、当社本社所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。

第57条（定めなき事項）
この約款に定めなき事項が生じた場合は、当社および契約者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決にあたるものとします。

附則（実施期日）
1 この約款は、2024年10月1日から実施します。
2 この約款実施前に、支払い又は支払わなければならない利用料その他の債務については、なお従前のおとりとします。

クレジットカード支払いに関する特約
1 契約者は、契約者が支払うべき料金等を、契約者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。
2 契約者は、契約者から当社に申出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。また、当社が、契約者が届け出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、契約者が届け出たクレジットカード以外で当社が 代金請求をした場合も、前項と同様に支払うものとします。
3 契約者は、当社に届け出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。
4 当社は、契約者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、契約者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社又は契約者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除できるものとします。

通則
（料金の計算方法）
1 当社は、契約者がその契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。（端数処理）
2 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。（料金等の支払い）
3 契約者は、料金に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定するクレジットカード決済により支払うものとします。ただし、当社が提供する利用中のサービスと放送サービス、ケーブルインターネットサービス及びケーブルプラス電話サービスと同時に利用の場合に限り、同一の口座振替又はクレジットカード決済により支払うものとします。なお、請求書及び領収書は発行しないものとします。
4 料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。（料金）
5 この料金表に係る料金について支払いを要する額は、料金表に規定する消費税等を含む金額とします。

料金表
Baycom WiMAX+5Gに関する料金
1 適用 基本使用料の適用については、第31条（基本使用料の支払義務）によるほか、次のとおりとします。（注）料金表の金額には消費税等相当額を含みます。

2 料金額		
基本使用料		
項 目		料金額
Baycom WiMAX+5G利用料	月額4,950円	
プラスエリアモード利用料（オプション）	月額1,100円 ※1	
ユニバーサルサービス料	ユニバーサルサービス支援機関（電気通信事業者協会）が公表する認可料金の相当額※2	
電話リレーサービス料	電話リレーサービス支援機関（電気通信事業者協会）が公表する認可料金の相当額※2	

※1 Baycom WiMAX+5G契約者がプラスエリアモードを利用した場合、その月の利用料に追加してお支払いいただきます。ただし、本契約においてUQ mobile自宅セット割インターネットコースまたはauスマートリビューの適用を受けている場合はUQまたはauが定める期間の支払いを要しません。（本契約におけるUQ mobile自宅セット割インターネットコースまたはauスマートリビューの適用に関してはauへのお申込みが必要です）
※2 ユニバーサルサービス料や電話リレーサービス料に係る制度およびお客様の請求につきましては、以下 URL をご参照下さい。（ユニバーサルサービス料に係るもの：https://www.jcom.co.jp/catv-service/universal/、電話リレーサービス料に係るもの：https://www.jcom.co.jp/catv-service/telephonerelay/）

手続きに関する料金		
項 目		料金額
Baycom WiMAX+5G登録料	3,300円	
違約金	4,950円	最低利用期間内解約に限る
請求書等発行手数料	220円～/1通につき	

その他の料金		
項目		料金額
Baycom WiMAX+5G端末代金	21,780円（端末頭金2,244円含む）	

Baycom WiMAX+5G端末のお支払方法は、初回一括払いと分割払いがお選びいただけます。分割払い814円 1～24ヶ月目まで24回 ※契約開始時点に選択したお支払回数後から変更することはできません。

※個品割賦販売契約は、当社が契約者に対し、その契約申込みを承諾したときをもって成立するものとします。Baycom WiMAX+5G端末（以下「端末」といいます。）、個品割賦販売契約成立後、本申込書等に記載の時期に当社から契約者に引渡されるものとし、端末の現実の引渡し完了したときに端末の所有権が当社から契約者に移転するものとします。
※分割払いの場合、繰り上げ返済、一括返済に変更することはできません。ただし、24ヶ月以内に契約を解除されたときは、端末代金の残額をBaycom WiMAX+5Gサービスの違約金と合算して（違約金が発生しない月の解約の場合は端末代金残額のみ）請求いたします。
※クーリングオフについて、提供開始日から8日以内に書面でお申込みいただければ端末購入契約を解除することができます。
※1の契約につき1の端末を購入することができます。

別記		
1新聞社等の基準		
用語		用語の意味
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社（1）政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること（2）発行部数が1の題号について、8,000部以上であること	
2 放送事業者等	放送法（昭和25年法律第132号）第2条第1項第26号に定める基幹放送事業者及び一般放送事業者	
3 通信社	新聞社又は放送事業者等にニュース（（1）欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者等が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社	

2 無線機器及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準等	
端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）	
3 契約者の支払状況等の情報を通知する電気通信事業者	
電気通信事業者	
株式会社ペイ・コミュニケーションズ	